

市内遺跡試掘調査等補助業務委託 仕様書

1 目的

本業務の目的は、鯖江市（以下「甲」という。）が実施する市内遺跡試掘調査等について補助業務を行うものである。調査等を適切に行うため、受注者（以下、乙という。）は、甲と十分な調整を行い、安全管理環境を確保した上で、円滑な調査業務の実施をサポートするものとする。

2. 業務名称

市内遺跡試掘調査等補助業務委託

3. 業務対象箇所（試掘調査等実施箇所）

福井県遺跡地図に記載されている鯖江市内の埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）等。

4. 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

（1）実施期間および実施時間

- ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日。
- ② 総実施時間は年間60時間とする。

（2）就業時間

9時より16時まで（12時から13時までは昼休憩）とする。なお、開発事業者との協議により実施時間を調整した場合はこの限りではない。

（3）就業業務

市内遺跡の範囲内で計画されている開発行為について、文化財保護法の規定により埋蔵文化財の確認が必要と判断された遺跡を対象に実施する試掘調査や立会作業を補助する業務。主に次の業務を行うこととする。

- ① 試掘坑の掘削作業、遺構検出作業、遺構掘削作業、壁面清掃作業、遺物清掃作業。
- ② 調査道具の運搬、搬出、洗浄、後片付け等のほか調査等において必要な作業。

（4）その他

実施日と実施箇所については事前に連絡を行うものとし、現地集合・現地解散を原則とする。なお、試掘調査箇所が山中など案内困難な場合については、集合場所等について別途協議するものとする。

5. 本仕様書に定めなき事項については、甲、乙協議の上、処理するものとする。